

学校法人須賀学園評議員及び顧問報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人須賀学園寄附行為第37条の規定に基づき、評議員及び顧問の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員又は顧問の報酬等とは、報酬その他の評議員又は顧問としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (2) 費用とは、評議員又は顧問としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び顧問に対しては、第4条第1項に定める額の報酬を支給するものとする。

(報酬の額)

第4条 評議員及び顧問に対する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 評議員 年額 150,000円
 - (2) 顧問 年額 100,000円
- 2 理事長及び理事が評議員を兼ねている場合は、評議員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び顧問に対する報酬等の支給の時期等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬
毎年12月10日（但し、支給日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、前日に支払うものとする。）
- 2 報酬等は、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込んで支給することとする。

(費用)

第6条 評議員及び顧問が役員会および評議員会に出席する場合の旅費は、特別の場合を除き、支給しない。

- 2 評議員及び顧問が公務のため出張を命ぜられた場合は、学校法人須賀学園旅費規程に準じて旅費を支給する。

3 評議員及び顧問が職務の執行に当たって旅費以外の費用を必要とする場合は、当該費用を支給する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。